

# 速度取締り指針

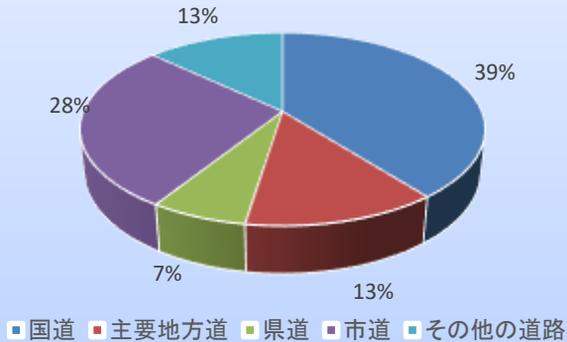
## 速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～18:00 9:00～18:00	芹沼地内 鬼怒川温泉大原	法定(60キロ) 40キロ
国道119号	9:00～12:00	森友地内	50キロ
国道461号	9:00～17:00	芹沼地内 轟地内	40キロ

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

### 管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和7年下半期)



- ▼ 管内の人身事故の約48%が国道で発生している。
- ▼ 人対車両の人身事故が、全体の約20%を占める。
- ▼ 昼間帯の発生が最も多く、12時から17時までの発生が全体の約54%を占める。
- ▼ 事故原因は、運転操作不適が最も多く、次いで安全不確認が多い。

～令和7年下半期～

- 前年に比べ、死亡事故、重傷事故ともに増加している。
- 死亡事故は市道で4件、重傷事故は国道で10件、県道で4件、市道で5件発生している。
- 人身事故当事者の約41%が高齢者である。

### その他の交通指導取締り要点

- 児童の安全確保のため、登下校時間帯、通学路で取締り(通行禁止違反・速度超過)を実施する。
- 児童の安全確保のため、横断歩行者妨害の取締りを実施する。
- 飲酒運転、無免許運転等の悪質交通犯の根絶を目指し取締りを強化する。
- 自転車運転者のマナー向上を図るため、飲酒運転、携帯電話違反、一時不停止違反の取締りを強化する。